

第6節

岩国飛行場の民間空港再開に係る 日米間の基本的合意

(平成17年10月28日)

…Outline…

山口県東部地域は東西100km圏内に民間空港が所在しない地域となっていることから、山口県、岩国市等は、岩国飛行場における民間空港再開が同地域の活性化を図る上で不可欠なものであるとして、国に対し民間空港の早期再開を強く要望している。

この状況を踏まえ、同飛行場の民間空港再開に関して日米間で調整してきたところ、平成15年2月6日、日米合同委員会の下部機関である施設特別委員会の施設調整部会で協議することが決定され、以後、協議を行った。その結果、平成17年10月28日、日米合同委員会において、米軍の運用上の所要を損なわない限りにおいて、1日4往復の民間航空機の運航を認めることを日米両政府間で確認した。また、平成18年5月1日の「日米安全保障協議委員会」(「2+2」)で承認された「再編実施のための日米のロードマップ」において「将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる」こととされ、以後、米軍再編を前提に米側との協議を進めているところである。

● 背景

昭和27年から昭和39年までの間、岩国飛行場には複数の民間航空会社の定期便が就航しており、市民団体によるハワイへのチャーター便も平成4年、8年及び11年に運航していた。

平成8年10月18日、貴船岩国市長は、岩国飛行場の軍民共用化を「SACO最終報告」による普天間飛行場のKC-130航空機の岩国飛行場移駐受入れに伴う9項目の要望の一つとした。これに対し、同年11月22日、防衛施設庁は、山口県の東部空港構想や岩国市の意向を踏まえつつ、米軍及び関係機関と調整を行う旨回答した。

平成13年6月、山口県、岩国市等は、学識経験者などからなる「岩国基地民間空港早期再開検討協議会」を設置し、平成13年度に民間空港再開のために必要な航空需要予測、民間空港整備計画等の調査を実施した。また、同協議会は、平成14年度及び平成15年度には、旅客ターミナルビルの運営手法、環境影響等の調査を実施した。

平成14年1月30日、米海兵隊のCH-53Dヘリコプターの岩国飛行場への配備に際し、

山口県、岩国市等から改めて同飛行場における民間空港再開が強く要望され、これに対し、同年2月4日、防衛施設庁は「日米両政府は、岩国飛行場滑走路の沖合移設後（平成20年度末完成予定）の軍民共用化について、米軍の運用に重大な影響を与えないことを含めた諸条件が確保されることを前提に、真剣に協議する用意がある」旨回答した。

● 調整の経緯

これらを踏まえ、岩国飛行場の民間空港再開に関して日米間で調整したところ、平成15年2月6日、日米合同委員会の下部機関である施設特別委員会の下に置かれる施設調整部会で協議することが決定された。

同月20日、「岩国飛行場の民間空港再開に関する施設調整部会（調整部会）」の第1回会合が開催され、日本側は、民間空港再開に係る関係地方公共団体等からの要請内容及び地元計画案等を説明した。

この地元計画案の概要は、1日当たりの計画便数は、岩国～札幌、東京、那覇の3区間で最大22便であり、民間空港施設（ターミナル、駐機場等）の設置場所はコスト面等を勘案しすべて施設・区域内に配置し、民間空港施設の面積は全体で20ha（空港公園7haを含む。）というものであった。

同年7月9日、「調整部会」の第2回会合が開催され、米側から岩国飛行場における民間空港再開が実現可能かどうかを決定するに当たっては、米軍の運用に影響を与えないという前提を踏まえ、民間航空機の運航便数、民間空港施設の建設場所と米側の既存施設との関係、民間航空のための航空保安機器・施設などの重要な諸問題を詳細にわたり明らかにする必要がある旨の考えが示された。

平成16年5月25日、山口県、岩国市等は、先に実施した「岩国基地民間空港早期再開検討協議会」による調査結果を踏まえ、岩国基地民間空港整備基本計画の策定等のさらなる具体的な作業を進めるため、本協議会を発展的に改組し、「岩国基地民間空港再開事業推進協議会」を設置した。

平成17年7月15日、「調整部会」の第3回会合が開催され、実務者間における協議状況が報告され、日本側からの関係地方公共団体等の要請状況等に関する説明に対し、米側からは、日本政府の立場を十分考慮した上で、引き続き、民間空港再開実現の可能性を検討していく旨の発言があった。

これを踏まえ、防衛施設庁は外務省と協力しつつ、米側に働きかけを行ったところ、同年10月28日、日米合同委員会において、米軍の運用上の所要を損なわない限りにおいて、1日4往復の民間航空機の運航を認めることが確認され、関連する詳細については施設調整部会において調整することで合意した。

また、同月29日の「2+2」において承認された「日米同盟：未来のための変革と再編」では、岩国飛行場において「民間航空の活動を支援するために必要な追加的施設、インフ

ラ及び訓練区域の整備」といった措置がとられることとされた。

以後、岩国飛行場の民間空港再開については、米軍再編協議において、民間空港再開に伴う空港施設の整備等について、米軍の運用上の所要を損なわないとの観点から日米間で議論を重ね、平成18年5月1日の「2+2」で示された「再編実施のための日米のロードマップ」において、「将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる」こととされた。

これを受け、日米間で協議を行ったところ、米軍再編による空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴い必要な施設整備のマスタープランにおいて、民航ターミナルの位置等が盛り込まれたことから、防衛施設庁は平成19年5月17日及び18日、関係地方公共団体に概要の説明を行った。